

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 愛知県
 農業委員会名： 豊橋市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	4,779
自給的農家数	1,356
販売農家数	3,423
主業農家数	1,505
準主業農家数	593
副業的農家数	1,325

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	7,651
女性	3,907
40代以下	1,467

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	649
基本構想水準到達者	83
認定新規就農者	13
農業参入法人	79
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	2,450	5,040	—	—	—	7,490
経営耕地面積	1,656	3,502	2,964	538	—	5,157
遊休農地面積	105	69	67	2	—	174
農地台帳面積	2,907	5,824	5,534	290	—	8,731

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項 第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

任期満了年月日 R 5 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	24
認定農業者	—	15
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	7
40代以下	—	0
中立委員	—	2

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	24	24	6

※現在の体制を記載することとし、旧・新いづれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	7, 490 ha	2, 081 ha	27.78%
課 題	利用権設定等による集積が積極的にはできていない。 相続農地に対する速やかな対応ができていない。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 2, 873 ha (うち新規集積面積 792 ha)
	目標設定の考え方:「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」において、令和5年3月末までに管内の農地面積の50. 0%の集積率を目標としているため。
活動計画	貸出等意向のある農地についてリスト化等を行い、担い手が参加する地域の話し合いの場で活用し、所有者と担い手のマッチングにつなげていき、利用権設定等による集積を積極的に行う。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	6 経営体	4 経営体	6 経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	3. 4 ha	1. 6 ha	6. 2 ha
課 題	新規就農者の農地の確保		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	4 経営体	参入目標面積	2. 3 ha
活動計画	市農業関係課、県、JAと連携し、隨時又は諸会議等において新規認定を推進		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A) 7, 490 ha	遊休農地面積(B) 174 ha	割合(B/A×100) 2.32%
課 題	狭小地、不整形地、湿地、進入路不整備等の解消が難しい。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

活動計画	目標	遊休農地の解消面積 32ha 目標設定の考え方：「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」において、令和5年3月末までに遊休農地面積の目標を111haとしているため。		
		調査員数(実数) 99人	調査実施時期 8月～9月	調査結果取りまとめ時期 10月～11月
	農地の利用状況調査	農業振興地域を中心とした巡回調査 遊休化又は周辺に比べ利用が著しく劣っている農地の状況を調査 上記期間以外の農業委員及び農地利用最適化推進委員による担当地区の随時調査		
	農地の利用意向調査	実施時期 11月	調査結果取りまとめ時期 12月～3月	
	その他	農業委員及び農地利用最適化推進委員による随時の農地パトロールを実施		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A) 7, 490 ha	違反転用面積(B) 2. 3 ha
課 題	管内農地が広範囲にわたり、違反転用を発見するためだけのパトロールに十分な時間がさけない。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活動計画	様々な現地調査を行うにあたり、農地パトロールを実施し、発見した場合は指導を行う。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入